

平成 24 年 5 月 7 日

埼玉県知事 上田清司 様

社会福祉法人 啓和会
理事長 新實啓悦

社会福祉施設等指導監査の結果について（回答）

本会事業につきましては、日頃より、特段のご理解ご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 3 月 27 日付け福祉監第 2470-13 号にて通知のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

指 導 事 項 及 び 回 答 書

法人名	啓和会	施設種類	障害者支援施設	監査期日	平成 24 年 3 月 1 日
施設名	久喜けいわ				

指 導 事 項		回 答 欄
1	評議員の欠員は速やかに補充すること。	地域の福祉関係者が欠員となっており、地元の方で、かつ学識経験を有する方と交渉中であり、次回理事会で承認を得、早急に補充できるようにいたします。
2	給与規程等も労働基準法第 89 条に規定する就業規則の一部であるので、改正した場合は労働基準監督署に届け出ること。	ご指摘の件は、別添（写し①）のとおり平成 24 年 3 月 9 日付けで労働基準監督署に届け出済みです。今後は改正の都度速やかに届け出ることといたします。
3	建物の用途を一部変更して使用しているため、用途変更について、県福祉事務所及び障害者自立支援課と協議すること。	県福祉事務所及び障害者自立支援課と協議いたしました。その結果、自立支援課施設支援担当宛、別添（写し②）の指定障害者支援施設指定申請（様式第 2 号）変更届出書を提出しました。
4	給食調理業務委託契約など、理事会での承認が必要な契約については、理事会に諮り承認を得ること。 また、随意契約で契約を締結する場合は、その理由を文書で明確にして、承認を得ること。 なお、契約を更新する場合、更新ごとに契約金額や業務内容の評価を適切に行うとともに、長期間の継続とならないよう、必要に応じて入札等の実施を検討すること。	給食調理業務を委託して 1 年半が経過しておりますが全体的に利用者、家族、職員ともに満足しているため、他の業者に変更する予定は今のところありません。定例的な給食会議で定期的な評価をしているところですが、さらに役員、家族、職員（施設長、栄養士、支援員等）で構成する評価委員会を開催し、評価結果を役員会に報告し、随意契約で再契約してよいか諮ることとします。 なお、当初契約より 5 年を目途に入札等の実施も上記の評価委員会で検討いたします。
5	栄養ケア計画の写しを、利用者等に交付すること。 また、説明と同意の日は、実際に説明を行い同意を得た日を記載すること。	利用者支援計画との整合性を図り、4 月再作成分から支援計画の説明と同時に栄養ケア計画を説明し、同意をもらい写しを交付することといたします。